

幼児教育・保育の無償化のご案内（幼稚園用）



令和3年4月以降に幼稚園に入園されるお子さんの保護者の方へ

【令和2年 10月 我孫子市】

この制度は、幼稚園を利用する園児の保護者が負担し幼稚園に支払う利用料のうち、入園料・保育料・預かり保育料等について、上限額までの範囲で保護者の利用料が給付（無償化）されるものです。給付を受けるには、利用開始までに幼稚園を通じて保護者の住民登録地の市町村に認定申請し、世帯の状況に応じた施設等利用給付認定を受ける必要があります。

以下の利用料が無償化の対象となります

【A】入園料・保育料部分 …… 幼稚園に在園する園児全員が該当

＜ 実費分（通園送迎費・食材料費・行事費等）を除く ＞
＜ P5参照 ＞

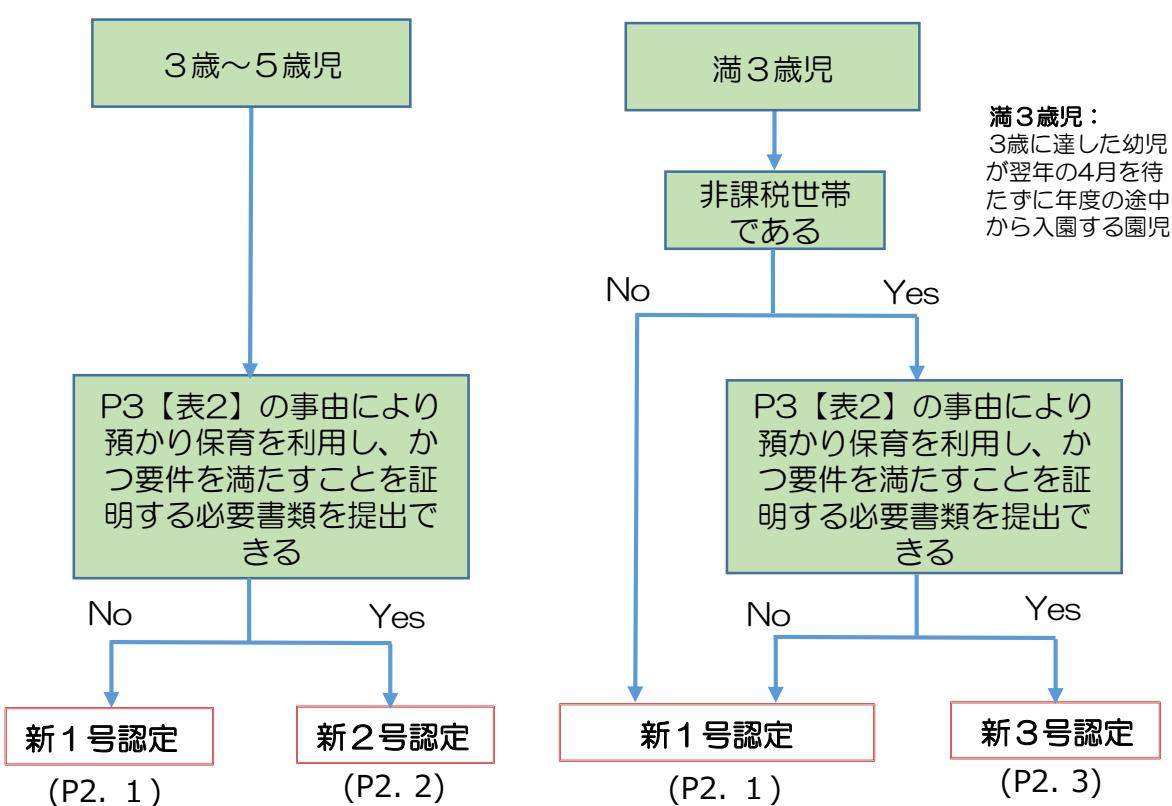
【B】預かり保育料部分 …… 預かり保育を利用される方のうち、保育の必要性の認定を受けた方

＜ P6参照 ＞

【C】副食費部分 …… 給食を提供している園の在園児 所得制限有り。

ただし、第3子(小3以下の範囲でカウント)以降の園児は所得制限無し
＜ P8参照 ＞

【図1】 認定の種類



★【認定申請のご案内】★

幼児教育の無償化による「施設等利用給付」を受けるには、保護者が居住する市町村に給付の認定申請を行い、市より認定を受ける必要があります。
全員、必ずいずれかに認定申請をしてください。

★認定には、以下の3種類の認定区分があり、いずれかに申請する必要があります。

説明に出てくる「保育を必要とする要件」は、我孫子市の保育園への入園条件と同じ要件です。
(「保育を必要とする要件」の詳細はP3【表2】を参照してください。)

1. 新1号（教育）認定

満3歳以上的小学校就学前子ども。（下記、2. 3. に該当するものを除く）
【A：入園料・保育料部分】が無償化の対象となります。

2. 新2号（教育+預かり）認定

3歳以上的小学校就学前子どもであって、父・母・同居の65歳以下の祖父・祖母のすべての方が「保育を必要とする要件」に該当するため、教育時間終了後、家庭での保育が困難な方など。
【A：入園料・保育料部分】と【B：預かり保育料部分】が無償化の対象となります。

3. 新3号（満3歳・教育+預かり）認定

満3歳児入園し、父・母・同居の65歳以下の祖父・祖母のすべての方が「保育を必要とする要件」に該当するため、教育時間終了後、家庭での保育が困難かつ市民税が非課税世帯である方。
【A：入園料・保育料部分】と【B：預かり保育料部分】が無償化の対象となります。

※満3歳児：3歳に達した幼児が翌年の4月を待たずに年度の途中から入園する園児

【C：副食費部分】の無償化については、認定区分は関係ありません。給食を提供する幼稚園（※）に在園される方は、P4【表4】の提出事由に該当するものがある場合、申請書類と合わせてご提出ください。

【表1】各認定区分に必要な提出書類

認定区分	提出書類	該当する場合に必要な添付書類	
		保育を必要とする要件	給食を提供する幼稚園（※）
新1号認定	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (法第30条の4第1号)		
新2号認定	①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (法第30条の4第2号・第3号)	P4【表3】の提出書類	P4【表4】の提出書類
新3号認定	②P3【表2】に記載されている該当事由に必要な添付書類	※新3号認定の方のみ P4【表3】と【表4】の提出書類	

★保育の必要性の認定（給付対象となる方）

【表2】「保育を必要とする要件」<対象者：父・母、同居の65歳以下の祖父・祖母 全員>
保育することが困難な状況と認定期間、及びその事由ごとに必要な書類

事由	要件	認定期間	必要な添付書類
就労	1日4時間以上かつ月16日以上の就労	就労証明書の記載どおり就労を継続されている期間	就労証明書(*1) 次に該当する場合は就労証明書に加えて下記書類が必要 1. 自営業の場合 <個人事業主の開業届写し、その他自営業の証明となるもの> 2. 農業従事者の場合 <農業経営の実態証明書>
妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間もない場合	出産月の2か月前の月初から出産後2か月目を迎えた月末まで ※実際の出産日によって期間が変更になります。	母子健康手帳の写し ①保護者の氏名が記載されているページ ②出産予定日が記載されているページ
保護者の疾病・障害	病気や怪我、または精神や身体に障害がある場合	診断書に記載された必要な療養期間	①診断書(*1) ②障害者手帳等(*2)の写し(所持している場合のみ)
同居親族の介護・看護	その児童の家庭において、病気や心身に障害のある親族があり、長期にわたりてその介護・看護にあたる場合	診断書に記載された介護が必要とされる期間	①診断書 ②被介護・看護者の証明書類の写し(介護保険証、身体障害者手帳など)
災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害復旧にあたっている場合	災害復旧に従事している期間	①罹災証明書 もしくは、 ②ボランティア登録証明等 ボランティアに従事する期間が明記されているもの
就学・職業訓練	保護者が、就学または職業訓練（1日4時間以上かつ月16日以上）を受けている場合	卒業または終了予定まで	①在学証明書 ②カリキュラム表
求職中	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていいる場合	1か月 (起業準備・リストラ・倒産の場合最長3か月)	認定後1か月以内に ①求職活動状況報告書(*1) ②子育ての為の施設等利用給付認定・変更申請書(*1) ③就労証明書(*1)
育児休業中の在園児の継続利用	既に就労要件で保育認定を受けている保護者が下の子の育児休業を取得し、育休期間中も保育の継続利用が必要であると認められた場合(*3)	育児・介護休業法に基づく育休期間	就労証明書(*1) (育休期間が記載されたもの)

(*1) は市所定の様式になります。幼稚園・保育課にあります。HPからもダウンロード可能です。

(*2) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をさします。

(*3) 新規入園時に育児休業での新2号・新3号認定は出来ません。



【表3】その他状況に応じて必要な書類 一保育の必要性の認定を受ける場合

以下の提出事由に該当する場合は、事由に応じて以下の提出書類が必要です。

提出事由	提出書類	備考
ひとり親家庭	戸籍謄本又は離婚届受理証明	
保護者が離婚調停中等 (住民票上、かつ居住実態も別である事)	・父母の居住状況に係る申立書 ・調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書	離婚協議中であることを明らかにできる書類
65歳以下の祖父母と同居しているが別世帯として申請する場合	世帯状況申立書	住民票が別世帯であっても、玄関・水回り等を別にする住居環境でない場合は同居とみなします。
外国籍の方	在留カードの写し(表と裏)	

【表4】その他状況に応じて必要な書類 一給食を提供する幼稚園に在園する場合 —新3号の認定を受ける場合—

以下の提出事由に該当する場合は、事由に応じて以下の提出書類が必要です。

提出事由	提出書類	備考
令和2年1月1日に我孫子市外に住民登録がある場合	令和2年度市区町村課税証明書	単身赴任で市外に住民登録がある場合も必要です。
令和3年1月1日に我孫子市外に住民登録がある場合	令和2年度市区町村課税証明書及び令和3年度市区町村課税証明書	※令和3年度市区町村課税証明書は令和3年6月頃決定しますので、決定しだいご提出をお願いいたします。
平成31(令和元)年中、海外に住み、収入があった場合	①勤務先発行の海外での収入・所得証明書 ②所得控除の対象となる社会保険料、生命保険料等の控除証明書(払込証明書)	
ひとり親家庭	戸籍謄本又は離婚届受理証明	婚姻歴のないひとり親家庭の場合は、寡婦控除を算定に適用出来る場合がありますので、まず保育課にご連絡ください。
保護者が離婚調停中等 (住民票上、かつ居住実態も別である事)	・父母の居住状況に係る申立書 ・調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書	離婚協議中であることを明らかにできる書類
祖父母と同居しているが別世帯として申請する場合	世帯状況申立書	住民票が別世帯であっても、玄関・水回り等を別にする住居環境でない場合は同居とみなします。

【提出について】

- 申請書は必ず幼稚園にご提出ください。
- 市所定の様式は、幼稚園・保育課にあります。HPからもダウンロード可能です。
- 添付書類が期限までに間に合わない場合は、その旨を幼稚園にご連絡のうえ、書類がそろい次第、保育課にご提出ください。
- 必要書類がそろうまで認定ができませんのでご了承ください。
- 認定可能日は、申請書類が幼稚園(もしくは保育課)に提出された日以降となります。さかのぼっての認定は出来ませんのでご注意ください。

【A】入園料・保育料部分

【対象者】（全認定区分共通）

保護者が我孫子市に住民登録しており、私立幼稚園に通園している3、4、5歳児（平成27年4月2日～平成30年4月1日生）と満3歳児の保護者であり、施設等利用給付の認定を受けた方

※我孫子市外の私立幼稚園に通われている園児も対象となります。

【対象費用】

無償化の対象となるのは、入園料及び保育料です。

※通園送迎費、食材料費、行事費等は保護者の実費負担となります。

【無償化上限額】

月額 25,700円（年額308,400円）を上限に無償化となります。

※入園料を支払う年度（入園年度）

→ 入園料をその年度に在籍した月数で除して月額に換算し、月額保育料と合計した額と無償化の上限額（25,700円）とを比較して、どちらか低い額が無償化対象額となります。

※保育料が25,700円を超えている場合、入園料は無償化の対象にはなりません。

※入園の翌年度以降

→ 保育料の月額と、無償化の月額上限額（25,700円）を比較して、どちらか低い額が無償化対象額となります。

《上限額を超えた場合、差額は保護者の負担となります。》

【保育料の支払い方法】

・市から直接、無償化相当額の利用料を幼稚園に給付します。

・保護者は、«保育料月額»が

25,700円を超えている場合 → その差額十実費徴収分
超えていない場合 → 実費徴収分のみ
を毎月幼稚園に支払います。

【必要な手続き】

・認定申請が受理されると、申請内容に応じた「施設等利用給付認定通知書」が送付されます。その認定期間内は無償化給付の対象となっていますので特に手続きは必要ありません。

ただし、休園される場合は休園期間は無償化の対象外となりますのでご注意ください。
(休園中に保育料が発生する場合は、保護者負担となります。)

・新2号認定・新3号を受けられている場合は、必ず認定期間をご確認ください。
認定期間を過ぎると無償化の対象外となりますので、期間満了前に必ず次の認定申請をしてください。

【途中入退園・転出入の場合】

月中の入退園や転出入は、月額無償化額を日割りで計算します。



【B】 預かり保育料部分

【対象者】（新2号・新3号）

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

①保護者が我孫子市に住民登録している方。



②私立幼稚園に通園している3、4、5歳児（平成27年4月2日～平成30年4月1日生）の保護者。

もしくは、満3歳児で市民税非課税世帯の保護者。

③共働き世帯など、保育の必要性の認定をうけた園児の保護者。

※「保育の必要性の認定」の要件は、P3をご覧ください。

※父・母・同居の65歳以下の祖父母のすべての方が「保育の必要性の認定」をうける必要があります。

【無償化対象費用】

保育の必要性の認定をうけた内容に該当する要件で、預かり保育を利用した場合の利用料。

【支給額】

- 3、4、5歳児

→ 利用日数に応じた額（ $\text{利用日数} \times 450\text{円}$ ）と、実際に支払った預かり保育料を月ごとに比較し、低い方を支給額とします。
→ 月額上限は11,300円です。

- 満3歳児（保育の必要性の認定をうけた満3歳児で、市民税非課税世帯に限る）

→ 利用日数に応じた額（ $\text{利用日数} \times 450\text{円}$ ）と、実際に支払った預かり保育料を月ごとに比較し、低い方を支給額とします。（入園年度の3月分まで）
→ 月額上限は16,300円です。

- おやつ代などの実費は、支給の対象外となります。

・預かり保育利用料は、一度幼稚園にお支払い頂き、その後保護者に直接還付での支給となります。

※在籍する幼稚園の預かり保育の実施時間等が基準より少ない（平日の預かり保育の提供時間が8時間未満または、年間開所日数が200日未満）場合、在籍する幼稚園の預かり保育のほか、認可外保育施設等（企業主導型保育事業を除く）の利用が無償化の対象となります。

認可外保育施設等で発行する領収書等は大切に保管してください。

※在籍する幼稚園の預かり保育の時間及び開所日数につきましては、在籍する幼稚園にご確認ください。

（なお、我孫子市内の幼稚園につきましては、全園、基準を超えておりますので、併用して認可外保育施設や一時預かり事業（一般型）等をご利用している場合は、無償化の対象とはなりません。）

【無償化対象額 算定方法】（月額）



- ・月額単位で算定します。
- ・実際に支払った各月の預かり保育料と、該当月の利用日数に応じた額（利用日数×450円）とを比較し、低い方を支給額とします。

※ 3～5歳児 → 月額上限11,300円

※ 満3歳児（非課税世帯）

→ 月額上限16,300円

<例1> ▲月分利用料の場合

①▲月分預かり保育料	6,500円
②▲月預かり保育利用日数	16日
③無償化上限額	7,200円（450円 × ②16日（利用日数））
④無償化対象額	6,500円（①）（① < ③）

保護者負担額 0円（①6,500円 - ④6,500円）

<例2> ○月分利用料の場合

①○月分預かり保育料	14,000円
②○月預かり保育利用日数	19日
③無償化上限額	8,550円（450円 × ②19日（利用日数））
④無償化対象額	8,550円（③）（① > ③）

保護者負担額 5,450円（①14,000円 - ④8,550円）

【支払い方法（償還払い）】

- ご利用の預かり保育料は、幼稚園にお支払い頂きます。
- 一定期間ごとに幼稚園は
 - ・①「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書」を保護者に発行します。
(預かり保育料の領収書にあたるものです。)
 - ・保護者は、①の提供証明書兼領収書をもとに
②「施設等利用費請求書（預かり保育事業部分）」を記入し、
①、②をそろえて指定された期日までに保育課に提出します。
- 請求を受けて、上記の算定方法によって算定した無償化対象額を、市より保護者へ支給します。



※請求時期等の詳細は別途ご案内します。

※②「施設等利用費請求書」の請求者は、認定申請をされた「施設等利用給付認定通知書」に記載されている保護者のみになります。ご注意ください。

【現況届について】

給付認定を受けた方は、一定期間後、就労等の実績を確認いたします。



※現況届に必要な書類は別途ご案内します。

【注意事項】

- 給付認定後、在園中に認定期間が終了する（妊娠・出産要件等、認定期間が区切られている）場合は、期間終了前に認定期間の変更手続きが必要となります。
- 認定期間終了後、一定時間以上就労していない等、保育の必要性を確認できない場合は、認定期間終了となります。

【C】 副食費部分（補足給付）

【対象費用：副食費の補足給付とは】

給食を提供している幼稚園において、保護者が実費負担している給食費のうち、主食（お米、麺、パン等）以外の「副食材料費」について給付するものです。

【対象者】

保護者が我孫子市に住民登録しており、給食を提供する私立幼稚園に通園している3、4、5歳児（平成27年4月2日～平成30年4月1日生）と満3歳児の保護者で、以下のいずれかの要件を満たす方が対象となります。

①市町村民税所得割世帯合算額が77,100円以下の世帯

*対象の期間によって算定基準となる市町村民税の課税年度が異なります。

令和3年4月～令和3年8月 → 令和2年度市町村民税

令和3年9月～令和4年3月 → 令和3年度市町村民税

②所得に関係なく第3子以降の園児がいる世帯

（小学校3年生までの一番上のお子さんから第1子と数えます。）

※特に申請は必要ありません。認定申請時に、あわせて補足給付の対象かどうかの判定を行います。対象者となる保護者にのみ、各対象期間の開始時期に通知をいたします。
(転入者は随時)

※P4【表4】の事由に該当する書類を提出されない場合や未申告の場合は、判定できず補足給付の対象外となりますのでご注意ください。

【上限額】

月額 4,500円 を上限に補助します。

※副食材料費の月額と、月額上限額（4,500円）を比較して、どちらか低い額までが対象額となります。

※上限額を超えた場合、差額は保護者の負担となります。

【支払い方法（償還払い）】

- ご利用の給食費は、幼稚園にお支払い頂きます。
- 一定期間ごとに幼稚園は対象園児毎に
 - ・①「副食費実費収額証明書」を発行し、我孫子市に提出します。
(副食費の領収書にあたるものです。)
 - ・市は、一定期間毎に
 - ①「副食費実費収額証明書」の写し
 - ②「我孫子市副食費実費収に係る補足給付支給申請書」
 - ③「我孫子市副食費実費収に係る補足給付支給請求書」を
あわせて保護者に郵送します。
- 保護者は①をもとに②、③を記入し、②、③のみ保育課に提出します。
- 申請・請求を受けて、上記の算定方法によって算定した無償化対象額を、市より保護者へ支給します。

※申請・請求時期等の詳細は別途ご案内します。

※②③の「我孫子市副食費実費収に係る補足給付支給申請書/請求書」

請求者は、認定申請をされた「施設等利用給付認定通知書」に記載されている保護者のみになります。ご注意ください。

【認定以降について】

認定の申請をされた保護者には、審査後、市より認定の通知を送付致します。

※認定通知書は、認定変更の際に必要となりますので、保管をお願いいたします。

【申請内容の変更】

申請・認定後に家庭の状況等、申請内容に変更があった場合は、必ず幼稚園に連絡をしてください。申請内容の変更手続きが必要となります。

例：父母の結婚・離婚、祖父母との同居開始・終了、単身赴任の開始・終了、求職活動後に就職、転職

【認定区分に影響する変更】

申請内容の変更のうち、認定区分の変更（新1号↔新2号等）が生じる場合も、必ず事前に幼稚園に連絡をしてください。別途手続きが必要となります。

例：出産月後2か月経過、就職・退職、65歳以下の同居祖父母が退職

【認定の変更・取り消し・終了について】

・申請されている状況に変更や相違があると市が判断した場合は、認定の変更・取り消し・終了を行い、その旨を通知します。

・他市に転出される場合は、必ず事前にご連絡ください。

転出が確定された時点から、転出後の市町村において日割りでの給付対象となります。

« 申請書への記入上の注意 »

- ・黒ボールペンでご記入ください。（消えるタイプのボールペンは不可）
- ・保護者（氏名）部分は訂正不可です。
書き間違えた場合は、新しい申請書用紙に書き直してください。
- ・訂正する場合は、修正液・修正テープは使わずに、二本線を引き、上から必ず訂正印を押してください。
- ・提出書類、記載内容等に関しての確認の為、保育課からご連絡をすることがあります。
- ・記入漏れ、提出書類の不備・不足等があった場合には、保育課の窓口までご来庁頂くことがあります。
- ・ご来庁の際は、念のため印鑑をご持参ください。



【お問い合わせ先】

我孫子市子ども部保育課 子育て担当

〒270-1192 我孫子市我孫子1858

電話：04-7185-1111 （内線：322・572）